

学校いじめ防止基本方針

千葉県立特別支援学校流山高等学園

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、障害を理由に、いじめを受け、人権を侵害されることがあってはならない。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめ等を認識しながら、これを放置することがないように、いじめ等が心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

『いじめ防止対策推進法』 第二条第一項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 学校いじめ対策組織について

いじめ防止対策基本法第22条に基づき、学校いじめ対策組織を設置する。

(1) 名称

名称は、千葉県立特別支援学校流山高等学園「いじめ防止対策委員会」とする。

(2) 構成

構成員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭とする。必要に応じて、関係者（学級担任、副担任、特別支援教育コーディネーター、学科主任、コース主任等）の参加を求めることができる。

(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの相談及び通報の窓口
- ③ いじめの疑い、いじめ等の情報収集及び「いじめアンケート」の実施
- ④ いじめが認識された場合、委員の招集と対応検討
- ⑤ 県教委への通報、警察等関係機関との連携及び緊急職員会議の招集
- ⑥ 研修会の企画立案
- ⑦ いじめの未然防止及び早期発見

3 いじめの未然防止について

- ① 生徒、保護者、学校が一体となりいじめ防止の取り組みを推進するため啓発活動に努める。

- ② 教職員の不適切な発言（差別的な発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを認識する。
- ③ 学校全体で暴力や暴言を排除する。
- ④ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高める。
- ⑤ 道徳教育をとおして、いのちの大切さを理解し、豊かな人間関係づくりを行う。
- ⑥ インターネット上のいじめ防止のため、情報モラル教育を行う。
- ⑦ 過度の競争意識や、勝利至上主義が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する問題になっていることを教職員が自覚して指導を行う。
- ⑧ 生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援する。

4 いじめの早期発見について

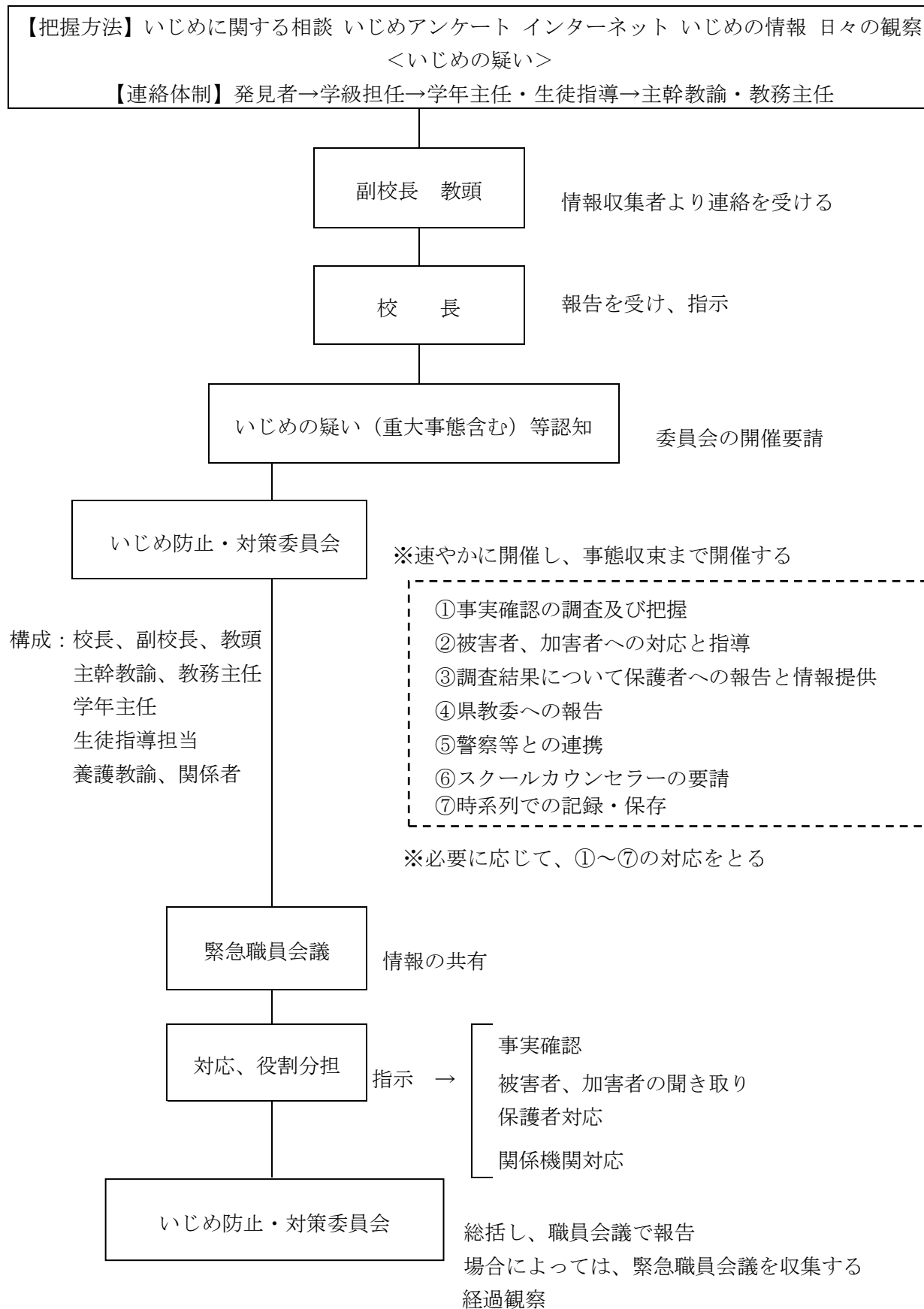
- ① いじめアンケートを年2回（6月、12月）行い、学校におけるいじめに関する実態を把握し効果的に防止すると共に、学校として「いじめをなくそう」という姿勢を表明する機会とする。
- ② いじめアンケート実施の際は、どのような行為がいじめに該当するか、また、インターネットを通じて行われる行為がいじめに含まれていることも十分に説明する。
- ③ 教育相談週間を年2回設け、生徒の悩み等の早期発見を図る。
- ④ 学級担任による個別面談を自立活動の時間（週1回）に行う。
- ⑤ 保護者と連絡帳や電話連絡、面談等を通して、日常的に情報共有を密に行い、生徒に変化があった場合やいじめの兆候があった場合、迅速に相談・協力体制をとる。
- ⑥ 上記のほか、授業時間外の生徒の人間関係を観察する。

5 いじめの相談・通報について

- ① いじめの相談・通報窓口は「いじめ防止対策委員会」の構成員が中心となって行う。
- ② 学校以外はいじめの相談・通報窓口
 - 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446（24時間・休日も受付）
 - ライトハウス千葉 043-420-8066（火～日 10:00～17:00）
 - 子どもの人権110番 0120-007-110（月～金 9:00～16:00）
- ③ 学校は、いじめを受けた生徒及び助けようとした生徒を守ることを最優先する。
- ④ いじめの傍観者とならないために、いじめについて相談することや通報することが重要である。「話す勇気」をもって相談や通報するように生徒に指導する。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 対応の手順



(2) いじめ被害者への対応

- ① 徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
- ② 今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。
- ③ 聴取等の対応は必ず複数の教職員で行う。

(3) いじめ加害者への対応

- ① いじめ被害者や通報者に圧力を掛けることがないように十分に注意する。
- ② 聴取時間や聴取場所の環境等に留意する。
- ③ 聴取では、休憩時間、食事時間等、適切に取り、暴言や威圧等不適切な行為は決して行わない。
- ④ 聴取等の対応は必ず複数の教職員で行う。

(4) 関係機関との連携

事案により、所轄警察署の通報、児童相談所への連絡等、関係機関と連携して対処するとともに、教育委員会への報告を行う。

7 指導について

(1) いじめ被害者へのケア

- ① 別室登校、補習等、安心して通学するための措置を取る。
- ② 状況に応じて保護者に対し適切な支援を行う。

(2) いじめ加害者への指導

- ① 被害者が恐れている場合を想定し、被害者に対し不必要な接触を避けるなどの処置を取る。
- ② 発達段階に応じて、社会性や規範意識を育む適切な支援を行う。
- ③ いじめ加害者への指導の観点から処置規定に基づいた特別指導を行う。

(3) 傍観者への指導

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導も行う。

8 重大事態への対処について

(1) 重大事態についての基準（「いじめ防止対策推進法 第二十八条」による）

- ① いじめにより、当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

校内いじめ防止対策委員会が事実関係を明確にする調査を行い、調査結果については、当該生徒、保護者に対して情報提供を行う。事案により、所轄警察署の通報、児童相談所への連絡等、関係機関と連携して対処するとともに、教育委員会への報告を行う。

- ① 学校内の対応の手順は、「6 いじめを認知した場合の対応について（1）対応の手順」による。

② 調査は、質問票の使用、関係者への聴取等の方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするために適切に行う。

③ 調査結果は、当該生徒や保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

④ 県教委への報告

校長 → 学校安全保健課 043-223-4089 → 教育長 → 知事
→ 指導課 043-223-4052・特別支援教育課 043-223-4047・体育課 043-223-4102
尚、一報後は改めて、文書により報告する。

9 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針は、教職員、生徒、保護者等から幅広く意見を聴取して作成し、ホームページで公開する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の内容は、様々な機会を活用して、生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(3) 年度毎にいじめに関しての調査、分析を行い、これに基づいた対応を取る。

(4) 年度毎にいじめ問題への取り組みや対応結果について、学校評価の評価項目に設定する。

(5) いじめに関する点検・評価に基づき、年度ごとにいじめ防止基本方針の見直しを図り、いじめ防止及び再発防止に向けた取り組みを検討する。